

第144期中間決算公告

平成18年12月29日

大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

株式会社 関西アーバン銀行

頭取 伊藤 忠彦

中間貸借対照表（平成 18年 9月 30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	73,792	預 金	2,531,472
コールローン	80,117	譲渡性預金	83,500
債券貸借取引支払保証金	110,685	コールマネー	26,530
有価証券	261,282	借 用 金	45,800
貸 出 金	2,295,808	外 国 為 替	95
外 国 為 替	5,259	社 債	49,000
その他の資産	7,588	その他の負債	19,898
有形固定資産	25,440	賞与引当金	1,450
無形固定資産	2,887	退職給付引当金	4,661
繰延税金資産	10,744	再評価に係る繰延税金負債	652
支払承諾見返	10,938	支 払 承 諾	10,938
貸倒引当金	△ 19,859	負債の部合計	2,773,999
		（純資産の部）	
		資 本 金	37,040
		資本剰余金	8,546
		資本準備金	8,546
		利益剰余金	40,316
		利益準備金	1,120
		その他利益剰余金	39,196
		別途積立金	32,900
		繰越利益剰余金	6,296
		自 己 株 式	△ 13
		株主資本合計	85,889
		その他有価証券評価差額金	4,165
		繰延ヘッジ損益	△ 280
		土地再評価差額金	908
		評価・換算差額等合計	4,793
		新株予約権	4
		純資産の部合計	90,687
資産の部合計	2,864,686	負債及び純資産の部合計	2,864,686

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価を主として移動平均法より算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	2年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,617百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 関係会社の株式総額 16,495百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 8,804百万円

17. 有形固定資産の圧縮引当額 1,179百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,780百万円、延滞債権額は31,506百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,582百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,256百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,126百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形簿別は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,360百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	80,524百万円
現金預け金	0百万円

担保資産に対応する債務

預 金	1,474百万円
借 用 金	22,800百万円

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券29,249百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は1,830百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 862百万円

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順立である旨の特約が付された劣後特約借入金23,000百万円が含まれております。

26. 社債は、劣後特約付社債であります。

27. 1株当たりの純資産額 189円19銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は58銭減少しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券はございません。

子会社・子法人等株式で時価のあるものはございません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,285	19,180	5,894
債券	199,429	198,615	△814
国債	155,102	154,254	△848
地方債	1,486	1,466	△20
社債	42,840	42,894	53
その他	21,175	23,118	1,942
合計	233,891	240,914	7,022

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,857百万円を差し引いた額4,165百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	16,495
その他の有価証券	
非上場株式	877
非上場債券	820
投資事業組合出資金	2,174

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、253,618百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条

件で取消可能なものが244,474百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	13,247百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1,896
減価償却超過額	359
有価証券償却否認	145
その他	1,983
繰延税金資産小計	17,633
評価引当額	△4,031
繰延税金資産合計	13,602
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,857
繰延税金負債合計	2,857
繰延税金資産の純額	10,744百万円

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別添様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は90,962百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「その他資産」に含めて表示していた繰延ヘッジ損失及び「その他負債」に含めて表示していた繰延ヘッジ利益は、税効果を勘案のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプションについて適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

34. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.54%

中間損益計算書 〔平成 18年 4月 1日から
平成 18年 9月 30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	38,502
資金運用収益	30,580
(うち貸出金利息)	(27,669)
(うち有価証券利息配当金)	(2,240)
役務取引等収益	5,117
その他業務収益	2,201
その他経常収益	602
経 常 費 用	30,748
資金調達費用	4,105
(うち預金利息)	(3,192)
役務取引等費用	2,687
その他業務費用	2,765
営業経費	15,454
その他経常費用	5,734
経 常 利 益	7,753
特 別 利 益	120
特 別 損 失	451
税引前中間純利益	7,422
法人税、住民税及び事業税	5,042
法人税等調整額	△ 1,297
中 間 純 利 益	3,678

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円67銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円66銭
4. 「その他経常収益」には、株式等売却益519百万円を含んでおります。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,002百万円を含んでおります。
6. 「特別利益」には、固定資産処分益119百万円を含んでおります。
7. 「特別損失」は、固定資産処分損95百万円、減損損失356百万円であります。
8. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グループの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計356百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗6か店	土地建物	104百万円
	大阪府外	営業用店舗3か店	土地建物	52百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産6物件	土地建物	198百万円
	大阪府外	遊休資産1物件	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

関銀リース株式会社

株式会社関西クレジット・サービス

関西総合信用株式会社

関西ビジネス株式会社

幸福カード株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

中間連結貸借対照表(平成 18年 9月 30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	74,240	預 金	2,527,806
コールローン及び買入手形	80,117	譲 渡 性 預 金	67,000
債券貸借取引支払保証金	110,685	コールマネー及び売渡手形	26,530
有 価 証 券	244,786	借 用 金	67,890
貸 出 金	2,300,879	外 国 為 替	95
外 国 為 替	5,259	社 債	49,000
そ の 他 資 産	18,851	そ の 他 負 債	30,057
有 形 固 定 資 産	39,741	賞 与 引 当 金	1,525
無 形 固 定 資 産	3,458	退 職 給 付 引 当 金	4,688
繰 延 税 金 資 産	11,202	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	652
支 払 承 諾 見 返	12,567	支 払 承 諾	12,567
貸 倒 引 当 金	△ 23,383	負 債 の 部 合 計	2,787,813
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	37,040
		資 本 剰 余 金	8,546
		利 益 剰 余 金	39,630
		自 己 株 式	△ 13
		株 主 資 本 合 計	85,203
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,165
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 280
		土 地 再 評 価 差 額 金	908
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,793
		新 株 予 約 権	4
		少 数 株 主 持 分	592
		純 資 産 の 部 合 計	90,593
資 産 の 部 合 計	2,878,406	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,878,406

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式については中間連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7 年～50 年
動 産	2 年～20 年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
6. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業課連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 20,854 百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
11. 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移ると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社における一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
14. 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税友方式によっております。
15. 有形固定資産の減価償却累計額 32,574 百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,179 百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,958 百万円、延滞債権額は 33,095 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,794百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,749百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,597百万円であります。

なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形簿等は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額前金額は、12,360百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	80,524百万円
現金預け金	0百万円
貸出金	5,482百万円
その他資産（延払資産）	6,685百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,474百万円
借入金	42,240百万円

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券29,249百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は1,864百万円あります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 862百万円

24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付けられた劣後特約付借入金23,000百万円が含まれております。

25. 社債は、劣後特約付社債であります。

26. 1株当たりの純資産額 187円76銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方針に比べ1株当たりの純資産額は58銭減少しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券はございません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,285	19,180	5,894
債券	199,429	198,615	△814
国債	155,102	154,254	△848
地方債	1,486	1,466	△20
社債	42,840	42,894	53
その他	21,175	23,118	1,942
合計	233,891	240,914	7,022

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,857百万円を差し引いた額4,165百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	877
非上場債券	820
投資事業組合出資金	2,174

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、275,444百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが266,299百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高高のものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えないものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別添様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は90,276百万円であります。

(2) 「その他資産」に含めて表示していた繰延ヘッジ損失及び「その他負債」に含めて表示していた繰延ヘッジ利益は、税効果を勘案のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

31. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプションについて適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、ストック・オプション等に関する事項は下記の通りであります。

(1) 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費の株式報酬費用 4百万円

(2) 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

決議年月日	平成18年6月29日	
	付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役 9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 162,000	普通株式 115,000
付与日	平成18年7月31日	平成18年7月31日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成20年6月30日 ～ 平成28年6月29日	平成20年6月30日 ～ 平成28年6月29日
権利行使価格(円)	490	490
付与日における公正な評価単価(円)	138	138

32. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号に規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.45%

中間連結損益計算書

平成 18年 4月 1日から
平成 18年 9月 30日まで

(単位:百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		45,626
	資 金 運 用 収 益	30,957	
	(うち貸出金利息)	(28,150)	
	(うち有価証券利息配当金)	(2,136)	
	役 務 取 引 等 収 益	5,940	
	そ の 他 業 務 収 益	8,126	
	そ の 他 経 常 収 益	602	
経	常 費 用		36,973
	資 金 調 達 費 用	4,246	
	(うち預金利息)	(3,192)	
	役 務 取 引 等 費 用	2,006	
	そ の 他 業 務 費 用	8,066	
	営 業 経 営 費	16,336	
	そ の 他 経 常 費 用	6,317	
経	常 利 益		8,653
特	別 利 益		139
特	別 損 失		455
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益			8,337
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			5,349
法 人 税 等 調 整 額			△ 1,407
少 数 株 主 利 益			40
中 間 純 利 益			4,355

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 9円8銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 9円7銭
4. 「その他経常収益」には、株式売却益519百万円を含んでおります。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,319百万円を含んでおります。
6. 「特別利益」には、固定資産処分益119百万円を含んでおります。
7. 「特別損失」は、固定資産処分損99百万円、減損損失356百万円であります。
8. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
- また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。
- このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計356百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	大阪府下	営業用店舗6か店	土地建物	104百万円
	大阪府外	営業用店舗3か店	土地建物	52百万円
遊休資産	大阪府下	遊休資産6物件	土地建物	198百万円
	大阪府外	遊休資産1物件	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。